

第11章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 証券会社関係

I 金融システム改革の進捗状況（証券業関係）

金融システム改革のための改正証券取引法の施行（平成10年12月1日）により証券業の参入規制が免許制から登録制へ移行し、証券会社の業務制限についても専業義務が撤廃され、自由な業務展開が可能となった。さらに、平成11年10月1日には株式売買委託手数料の完全自由化が行われ、これにより証券業関係の改革はすべて実施に移された。こうした一連の改革の実施により、証券会社は投資者のニーズに応じた多様な商品・サービスを提供することが可能となり、また、投資者にとっては様々な対価に基づくサービスを選択できるようになった。

金融庁としては、一連の自由化・規制緩和が証券会社の経営に与える影響について注視しており、証券会社の健全性の確保と投資者保護の観点から、証券会社の自己資本規制比率の状況、顧客資産の分別保管の状況等を把握し、必要に応じ適切に対処することとしている。

1. 証券会社の専業義務の撤廃と業務の多様化

証券会社の業務については、専業義務が撤廃され、公益に反する又はリスク管理が困難な業務を除いて幅広く兼営できるようになっており、保険募集などの業務を兼営する証券会社も現れている。

また、証券業についても、有価証券店頭デリバティブ業務と私設取引システム運営業務が証券取引法上新たに証券業に位置づけられた。これら業務については高い専門性と高度なリスク管理が必要となることから、内閣総理大臣（権限委任により金融庁長官）の認可を得た上で行うこととなるが、平成13年5月末時点での認可状況は、有価証券店頭デリバティブ業務については51社（国内証券会社15社、外国証券会社29社、登録金融機関7社）に、私設取引システム運営業務については6社（国内証券会社4社、外国証券会社2社）に対して認可している。

2. 株式売買委託手数料の自由化

株式売買委託手数料については、平成6年4月以降、大口取引から段階的に自由化が進められ、平成11年10月に完全自由化された。完全自由化を受けて、各証券会社は顧客ニーズや取引態様等に応じて様々な手数料体系を設けており、中でもインターネットを利用した証券取引については、大幅な手数料の引下げが行われている。なお、インターネット証券取引については、インターネットの普及と割安な手数料設定などにより、口座数が平成11年10月末約30万口座であったものが平成13年3月末約193万口座（日本証券業協会調べ）と約1年半で6倍以上に増加しており、これを受けてインターネット証券取引に注力する証券会社が増加してきている。

II 証券関係府令・ガイドラインの主な改正内容

1. 私設取引システム（P TS）開設等に係る指針

（資料5－2－1、資料11－1－1参照）

- (1) 最近、証券会社等による私設取引システム（P TS）の開設といった、新たな形態の証券業の展開が見受けられる。こうした電子取引市場開設の動きは、市場間競争を通じて有価証券市場全体の効率性を向上させるとともに、流動性の低い有価証券の流通市場を整備すること等により、投資者の利便性の向上にも寄与するものと考えられる。
- (2) 他方、こうした新たな形態の証券業については、公正な取引の確保、投資者保護の観点から、従来の伝統的な証券業においては想定していなかった様々な問題が予想される。
- (3) 従って、以上のような考え方の下、投資者保護等の観点も踏まえ、有価証券取引の電子化に資する環境整備を進めるため、「私設取引システムの開設に係る一定の指針」（ルール）を策定し、平成12年12月1日の改正証券取引法施行と同時に、本指針に基づくP TS業務に係る認可作業を開始した。

2. 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

（資料11－1－2参照）

- (1) 情報通信技術の著しい発達等により証券取引のボーダレス化が進む今日、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者が、明らかに日本国内の投資者向けのホームページ等を開設し、直接に日本国内の投資者に対し、証券取引に関する情報提供、更には実際の証券取引を行っている例が見受けられた。
- (2) こうした国内に拠点を有しない外国証券業者の無登録営業を放置することとなれば、日本国内の投資者が当該外国業者がホームページ上に掲載する広告等を閲覧し、当該証券業者との間の取引が投資者保護制度等の我が国法令により保護されないことを十分認識しないまま取引を開始するといった事態も予想され、これは外国証券業者に関する法律等の立法趣旨に反するとともに、投資者保護上問題が生ずる惧れがある。
- (3) 従って、投資者保護等の観点から、外国証券業者に関する法律等に基づき、外国証券業者がホームページ上に掲載する広告等のうち、如何なるものが登録を要するのかといった点につきその基準を明確化するとともに、我が国投資者に対し取引相手が登録証券会社であるか否かについて十分認識した上で取引を開始するよう注意を喚起するため、事務ガイドラインを改正し各財務局に通知するとともに、当庁のホームページ上のコンテンツとして同ガイドライン等を追加掲載した。
- (4) また、当該外国証券業者及び当該国の監督当局に通知を行った上で、当該外国証券業者の個社名について金融庁のホームページに掲載することとしている。

3. 証券会社の自己資本規制の見直し（資料 11-1-3 参照）

金融商品会計基準(時価会計)の導入に伴う有価証券の評価損益に係る企業会計上の取扱の変更に併せ、最近のBIS・IOSCO及び諸外国の動向等も踏まえ、証券会社のリスク管理機能の強化・高度化に向け、所要の見直しを行った。

(1) 資本関係

- 「その他有価証券」の評価損益の取扱については、有価証券の評価益(ネット)が生じた場合には、その税効果調整後の全額を補完的項目(Tier2)に算入することとし、評価損(ネット)が生じた場合には、その税効果調整後の全額を基本的項目(Tier1)から控除することとした。
- 劣後特約付借入金・劣後特約付社債(「劣後ローン等」)については、基本的項目の限度まで補完的項目に算入できることとされており、これまで個別の上限等が定められていなかったことから、長短の劣後ローン等について個別の算入限度額(Cap)を設定し、期限前償還について承認制を導入するなど、所要の見直しを行った。

(2) 市場リスク相当額の算出方法

- 現行規定上の市場リスク相当額の算出方法(個別法、分解法(銀行の場合の標準的方式)、内部管理モデル方式)のうち、旧来型のリスク管理手法である「個別法」を廃止し、銀行と同様、「分解法(=Building Block 方式)」を、標準的な算出方法と位置付けた。
- 現行規定上「内部管理モデル方式」を採用する際には、当局の承認が必要とされているが、当該モデルにより算出されたバリュー・アット・リスク(VAR)の的確性に係る報告義務や承認取消に係る規定の厳格化を図り、今後、内部管理モデルの承認を行うこととした。

III 証券会社の概要

1. 証券会社の数の推移（資料 11-1-4 参照）

(1) 国内証券会社

国内証券会社は、平成 12 年 7 月以降、他業態による証券会社の設立など新規参入が相次ぎ、22 社が新規に登録を受けている。

一方、平成 12 年 7 月以降、証券業界からの退出は廃業 4 社、営業譲渡 1 社の計 5 社である。また、ネット証券会社や金融機関の証券子会社等の合併により 9 社が消滅したことから、平成 13 年 5 月末現在における国内証券会社数は 241 社（うち金融機関の証券子会社は 9 社）となっている。この中には、投資信託など特定の商品の販売に重点を置いたり、インターネット証券取引、PTS 運営業務に特化するなど、様々な特色のある証券会社が含まれている。

新規参入証券会社

証券会社名	登録年月日
アイ・ディール証券株	平成 12 年 8 月 1 日

オリエント証券(株)	平成 12 年 8 月 28 日
コンセーユ・アクモス証券(株)	平成 12 年 9 月 27 日
エムティーエスジャパン証券(株)	平成 12 年 9 月 27 日
ファイナンシャルプランナーズ・リンク証券(株)	平成 12 年 10 月 10 日
イー・コーチャル証券(株)	平成 12 年 10 月 10 日
プライベート証券マネジメント(株)	平成 12 年 10 月 10 日
ひまわり証券(株)	平成 12 年 11 月 1 日
ナイト・ジャパン証券(株)	平成 12 年 11 月 2 日
ジェービック証券(株)	平成 12 年 11 月 17 日
日本ファースト証券(株)	平成 12 年 11 月 30 日
トヨタファイナンシャルサービス証券(株)	平成 12 年 12 月 1 日
ブライ特証券(株)	平成 12 年 12 月 28 日
バンガード・インベストメンツ・ジャパン証券(株)	平成 12 年 12 月 28 日
ファーストマイク証券(株)	平成 13 年 3 月 14 日
タイコム証券(株)	平成 13 年 3 月 27 日
新生証券(株)	平成 13 年 3 月 29 日
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券投資顧問(株)	平成 13 年 4 月 12 日
フリート証券(株)	平成 13 年 4 月 20 日
ジャパンクロス証券(株)	平成 13 年 5 月 1 日
静銀ティーエム証券(株)	平成 13 年 5 月 10 日
ステート・ストリート証券(株)	平成 13 年 5 月 29 日

営業譲渡により消滅した証券会社

消滅国内証券会社	譲渡先国内証券会社	譲 渡 日
さくら証券(株)	大和証券エスエムビーシー(株)	平成 13 年 4 月 1 日

自主廃業に向けた営業休止等を行った証券会社

証券会社名	廃業年月日
実栄証券(株)	平成 13 年 4 月 1 日
サザレ証券(株)	平成 13 年 5 月 25 日
イー・ボンド証券(株)	平成 13 年 5 月 28 日
ウエストパック証券(株)	平成 13 年 5 月 28 日

合併した証券会社

合併証券会社名	新証券会社名	合併日
興銀証券(株)（存続会社） －第一勧業証券(株)－富士証券(株)	みずほ証券(株)	平成 12 年 10 月 1 日
勧角証券(株)（存続会社） －公共証券(株)	みずほインバース証券(株)	平成 12 年 10 月 1 日
東京証券(株)（存続会社） －東海丸万証券(株)	東海東京証券(株)	平成 12 年 10 月 1 日

�冈宮松本証券(株)（存続会社） —誠訪証券(株)	長野証券(株)	平成 12 年 10 月 1 日
日興ビーツ・証券(株)（存続会社） —インターネット・トレーディング・証券(株)	日興ビーツ・証券(株)	平成 13 年 3 月 12 日
みずほインベスターズ・証券(株)（存続会社） —大東証券(株)	みずほインベスターズ・証券 (株)	平成 13 年 4 月 1 日
千代田証券(株)（存続会社） —山文証券(株)	あさひリテール証券(株)	平成 13 年 4 月 1 日
イー・ウイング・証券(株)（存続会社） —日本オンライン証券(株)	カブドットコム証券(株)	平成 13 年 4 月 1 日

（2）外国証券会社

外国証券会社は、平成 12 年 6 月末 57 社であったが、平成 12 年 7 月以降、4 社が新規に登録を受けている。

また、平成 12 年 7 月以降、本国における合併等による金融機関の再編等により廃業 5 社、営業譲渡 4 社の計 9 社が撤退等したことから、平成 13 年 5 月末現在における外国証券会社数は 52 社となっている。

新規参入外国証券会社

外 国 証 券 会 社 名	登 録 年 月 日
モルガン・スタンレー・ディーン・ウィンター・ニッポン・セキュリティーズ・リミテッド	平成 12 年 11 月 21 日
クレディ・アグリコル・ラザード・ファイナンシャル・プロダクト・バンク	平成 12 年 11 月 21 日
サムスン證券株東京支店	平成 12 年 11 月 30 日
ジェン・リ・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	平成 13 年 2 月 28 日

自主廃業に向けた営業休止等を行った外国証券会社

外 国 証 券 会 社 名	廃 業 年 月 日
シーシーエフ・エリゼ	平成 12 年 9 月 30 日
ブリッジ・トレーディング・カンパニー・ジャパン・リミテッド	平成 12 年 10 月 31 日
ペイオウバー・アジア・リミテッド	平成 13 年 1 月 23 日
ホーリー・セキュリティーズ・アジア・ピーチ・ヴィ	平成 13 年 3 月 8 日
アビージェイ・ノム・ファイナンシャル・プロダクト・ピートリシー	平成 13 年 3 月 26 日

営業譲渡により消滅した外国証券会社

消滅外国証券会社	譲渡先（外国）証券会社	譲 渡 日
ガーバンインターナショナル	ガーバン東短証券(株)	平成 12 年 10 月 1 日
メリルリチ・ジャパン・インコorporate	メリルリチ日本証券(株)	平成 13 年 3 月 16 日
ジャーディン・フレミング・セキュリティーズ・アジア・リミテッド	ジャービー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド	平成 13 年 3 月 17 日
チエース・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	ジャービー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド	平成 13 年 3 月 26 日

2. 証券会社の経営状況（国内証券会社）

（資料 11-1-5、6 参照）

平成 2 年 3 月期に史上最高益を計上した後は、概して株式市況の長期低迷を受けて減収・減益基調が続いていたものの、平成 12 年 3 月期においては、東京証券取引所の一日平均売買高（金額）が平成 2 年 3 月期以来の高水準となるなど、株式市況の活況を受けて株式委託手数料収入が大幅に増加した等から、経常損益が大幅な黒字（総計 11,792 億円）、当期損益は平成 8 年 3 月期以来 4 期ぶりに黒字（総計 3,723 億円）となった。

一方、平成 13 年 3 月期においては、株式市況の低迷や株式売買手数料の自由化に伴う委託手数料収入の落ち込み等から、経常損益は総計 4,889 億円（前期比 59% 減）、当期損益は総計 2,465 億円（前期比 34% 減）と、前期に比べ減益となっている。

IV 証券会社に対する行政処分

事前予防的行政から事後の監視行政への基本的転換の中で、検査等を通じて証券取引の公正性を害する法令違反行為が証券会社に認められた場合には、投資者保護等の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成 12 年 7 月以降の行政処分の状況については、検査局及び証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、11 社（国内証券会社 8 社、外国証券会社 3 社）に対し 11 回の行政処分（業務停止命令）を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、特別な利益提供を約した勧誘、虚偽表示、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、実勢を反映しない作為的相場形成、空売り規制違反等となっている。

V 顧客資産の分別保管の徹底及び投資者保護基金の統合問題

（資料 11-1-7 参照）

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（平成 10 年 12 月 1 日施行）においては、証券会社の業務を自由化する一方、投資者保護の観点から、証券会社における顧客資産の分別保管（顧客預り金の信託等）義務を法律上明確化し、また、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社に投資者保護基金への加入を義務づけた。

さらに、平成 13 年 4 月から、投資者保護基金による顧客一人当たりの補償限度額が 1,000 万円となることを踏まえ、当局としても、顧客資産の分別保管のさらなる徹底を図ってきたところである。また、現在日本投資者保護基金と証券投資者保護基金という二つの基金が存在するが、両基金間で平成 14 年 3 月末を目途に統合を検討していくこととなっており、当局としても両基金間で統合に向けての検討が早急に進むことを期待している。